

## 6 贈 与 税

## 統計表を見る方のために

1 この章は、平成15年中(平成15年1月1日～平成15年12月31日)に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者について、平成16年6月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税実績について調査している。

## 2 統計表の収録一覧

| 統 計 表   | 分 類 方 法  | 調 査 項 目 |                            |                  |                  |             | 調 査 方 法 |
|---|--|---------|----------------------------|------------------|------------------|-------------|---------|
|   |  | 人<br>員  | 取<br>得<br>財<br>産<br>価<br>額 | 税<br>額<br>控<br>除 | 納<br>付<br>税<br>額 | 加<br>算<br>税 |         |
| 6 - 1 課税状況<br>(1) 課税状況<br>(2) 課税状況の累年比較<br>(3) 贈与税課税状況の累年比較図<br>(4) 加算税の状況<br>(5) 申告及び処理の状況<br>(6) 税務署別課税状況(人員) | 申告及び処理の合計<br>"<br>申告及び処理の累年比較<br>処 理<br>申告及び処理の区分<br>申告及び処理の合計 |         |                            |                  |                  |             | 全 数 調 査 |
| 6 - 2 贈与財産価額階級別<br>人員、財産価額及び税額  | 申告(修正申告を除く)  |         |                            |                  |                  |             |         |
| 6 - 3 贈与財産種類別<br>(1) 受贈人員、財産価額<br>(2) 贈与税の種類別取得財産価額<br>(構成図)  | 申告(修正申告を除く)<br>"<br>"  |         |                            |                  |                  |             |         |

## 3 用語の説明

- (1) 住宅取得資金等の贈与.....住宅取得資金の贈与を受けた場合には、暦年課税では住宅取得資金等の贈与の特例、相続時精算課税では相続時精算課税選択の特例及び住宅資金特別控除の特例が設けられている。
- (2) 納税猶予.....贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。
- (3) 配偶者控除.....婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。  
なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (4) 基礎控除.....1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。
- (5) 相続時精算課税に係る特別控除... 特定贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額から、2,500万円(前年までにこの相続時精算課税の特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額)と特定贈与者ごとの贈与税の課税価格とのいずれか低い金額が控除される。
- (6) 相続時精算課税に係る.....原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、その特定贈与者に係る課税価格から、相続時精算課税の特別控除額のほかに住宅資金特別控除額(限度額1,000万円)が控除される。